

令和7年度

大阪市大正区役所

選挙事務補助作業（行政）会計年度任用職員

登録者募集要項

令和7年4月

大阪市大正区役所総務課

大阪市大正区役所では、選挙事務の執行が一時的に増加するなど、職員の増加を必要とする場合に勤務していただく「大阪市大正区役所選挙事務補助作業（行政）会計年度任用職員」（いわゆるアルバイト）の事前登録者を募集します。

登録を希望される方は、この募集要項をご確認いただいたうえで、必要書類を大阪市大正区役所総務課までご提出ください。

令和7年度中に任用を必要とする業務が生じた際に、登録いただいた方の中から条件に合う方を選考し、補助作業に従事する会計年度任用職員として採用します。

**※登録されたすべての方が必ず採用されるわけではありませんのでご注意ください。**

## 1. 業務内容

一般事務補助業務

- ・期日前投票所での用紙交付事務
- ・期日前投票所での場内整理
- ・投・開票所で使用する物品の準備や関係資料の作成補助業務
- ・その他、前述以外の簡易な補助作業

## 2. 登録資格

地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない方

地方公務員法第16条（抜粹）

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も申し込みできます。ただし、日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は登録されません。

### 3. 任用期間

任用開始日から2か月以内（契約の更新はありません）

### 4. 勤務条件等

#### (1) 勤務時間

1日あたり7時間30分以内、1週間あたり30時間以内

#### (2) 勤務場所

大阪市大正区役所（大阪市大正区千島2丁目7番95号）

その他、期日前投票所の増設が行われた際は、そちらでの勤務の可能性があります。

#### (3) 報酬等

時間額：1,308円

日額：9,813円（1日あたり7時間30分 最大週4日勤務）

※勤務条件等は、従事する業務・期間等により異なります。

※前述の報酬は令和7年4月時点のものであり、給与改定等により採用時には変更される場合があります。また、交通費は別途支給します。

※週所定労働時間が20時間以上かつ雇用見込みが31日以上の場合、雇用保険加入の対象となります。

### 5. 服務事項（応募にあたって）

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。得心たうえで申し込みを行ってください。

#### 【大阪市職員基本条例】（抜粋）

##### （倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

##### （職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないよう
- ・勤務時間中は喫煙を行わないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと

## 6. 登録の申込方法

### (1) 申込方法

大阪市大正区役所ホームページより次の書類をダウンロードし、必要事項をすべて記入し、封筒の表に「会計年度任用職員応募」と朱書きしたうえで、大阪市大正区役所総務課へ送付もしくは持参してください。

【応募書類】

(ア) 大阪市会計年度任用職員採用申込書… 1 通

※過去 3 か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

(イ) 申し立て書… 1 通

※申し立て書は、本市所定の様式に限ります。

※記載内容に虚偽が判明した場合は、合格を取り消します。

(ウ) 任用期間確認票… 1 通

(エ) 保護者同意確認書… 1 通 (未成年者のみ)

### (2) 受付期間

本募集要項掲載開始日から令和 8 年 2 月 28 日 (土曜日) までです。

持参による申込や必要書類のお渡しは次の時間のみ可能です。

[月曜日から金曜日の 9 時から 17 時 30 分まで、土曜日・日曜日・祝日及び  
年未年始 (12 月 29 日 (月曜日) から 1 月 3 日 (土曜日)) は除く]

### (3) 名簿への登録

応募書類受領後、補助作業に従事する会計年度任用職員登録者名簿に登載されます。名簿の中から、必要に応じて選考し採用しますので、登録された方が必ず採用されるわけではありません。

#### (4) 登録の有効期間

登録の有効期間は名簿登載時点から令和8年3月31日（火曜日）までとなります。

#### (5) 登録の取消、変更、失効

他に就職が決定した等で登録を取り消される場合や、住所や連絡先を変更される場合は、必ず大阪市大正区役所総務課あてご連絡ください。

※登録後、任用資格を満たさないことが判明した場合は、登録を取り消します。

#### (6) その他

- ・ 応募書類に記載の個人情報は、補助作業に従事する会計年度任用職員採用事務以外には使用いたしません。
- ・ 提出書類は一切お返しできません。
- ・ 送付物の未到達事故等には責任を負いかねます。

### 7. 登録後の面接等の連絡

面接の日時や選考会場等に関する連絡は、任用する時期に合わせて応募書類記載の連絡先に行います。必ず日中（9時から17時30分の間）に連絡のつく連絡先をご記入ください。

**※登録いただいても、登録期間中（名簿登載時から令和8年3月31日（火曜日））にすべての方に連絡があるわけではありませんので、ご了承ください。**

### 8. 選考方法

面接等により採用を決定します。

選考結果は受験者本人あて通知します。

※選考の際には、採用内定通知書等送付用に定形封筒1通（長形3号のものに、必ず宛先を記載のうえ110円切手を貼付してください。（切手がない場合は発送いたしません。））をご持参いただきます。

※同一年度内の同業務内容で再度任用する場合は、前回の勤務実績等で選考いたします。

### 9. 登録申込みと問合せ先

大正区役所総務課（庶務）5階50番窓口

〒551-8501 大阪市大正区千島2丁目7番95号

電話：06-4394-9972 担当：山田・陶器

## 登録から採用までの流れ

